

高齢者見守りに関する協定書

茨木市（以下「甲」という。）と大阪よどがわ市民生活協同組合（以下「乙」という。）とは、高齢者が住み慣れた地域で、安心して自立した生活を営めるよう支援することを目的とし、茨木市協力事業者による高齢者見守り事業実施要領に基づき、連携して高齢者の見守り活動を行うため、本協定を締結する。

本協定は令和3年4月1日にその効力を生ずるものとする。

本協定の有効期間は、協定発効の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間、本協定は更新されるものとし、その後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲・乙それぞれが記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和3年3月29日

甲 茨木市 駅前三丁目8番13号
茨木市
茨木市長 福岡 洋



乙 吹田市 幸町4番1号
大阪よどがわ市民生活協同組合
理事長 貫 恒夫

